

随意契約（相手方指定）調書

件名	消耗品購入契約（一般功労者用記念品）	No.5200493
工（納）期	平成28年10月26日	
契約締結日	平成28年9月5日	
契約金額	1,231,200円（消費税等含む。）	

契約相手方	渡辺和家具製造	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件名	消耗品購入契約(一般功労者用記念品)
指名業者 (案)	<p>名称: 渡辺和家具製造</p> <p>所在地: 荒川区荒川3-26-1</p> <p>代表者: 渡辺 光</p>
特命理由	<p>本件は、荒川区功労者表彰式で一般功労者へ贈呈する記念品の購入契約である。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、物品及び契約相手方を指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課において検討したところ、</p> <p>① 指定物品「ポケットティッシュケース(江戸指物)」については、主管課において選定要件を設け、荒川区の功労者への記念品として適したものを選定しており、指定は妥当と判断できる。</p> <p>② 指定物品は、荒川区の伝統技術保持者である上記相手方が製造する伝統工芸品であり、価格競争になじむものではない。</p> <p>以上のことから、物品及び契約相手方を指定した随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	<p>根拠規定: 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)</p>